

E. G. ウェイクフィールドのニュージーランド 植民に関する未公開書簡所蔵コレクション

On Collections including E. G. Wakefield's Unpublished Letters
concerning New Zealand Colonization

斎藤 義介
SAITO Yoshisuke

E. G. ウェイクフィールド (Edward Gibbon Wakefield, 1796-1862) は、イギリス植民地帝国史において、19世紀中葉における「移住型植民地」の植民地の建設・改革の理論的実践家としてその名を知られている。1830年の「国民植民協会」の設立以来、南オーストラリア植民地建設、ついでカナダの植民地統治改革に関わったが、もっとも永い年月にわたって植民地問題に取り組んだのはニュージーランドである。彼は、1837年の「ニュージーランド協会」の設立を皮切りに本格的に取り組み始め、53年ニュージーランドに移住し植民地政治家として活動したが、54年末には病気で倒れ、1862年不遇のうちにこの地で生涯を終えた。その意味で彼の植民地論の検証の場はニュージーランドであるといつてよい。

ウェイクフィールドのニュージーランド植民地論に関する公開された言説は、『英国のニュージーランド植民』(1837年)^①を出発点として、その時々々の宣伝・論争などの必要に迫られて書かれたパンフレット、新聞・雑誌論文、1836年と1840年の議会証言、そしてニュージーランドの植民地議会議事録や当地の諸新聞記事に見いだすことができる。また書簡集としては、彼の息子ジャーニンガムが父の死後まもなく編集・出版した『カンタベリーの建設者たち、第1巻』(1868年)^②がある。これは、カンタベリーの国教会入植地建設における、無視されそうな父ウェイクフィールドの決定的な役割を顕彰しようとしたものである。これには、入植が実際に開始されるまでの準備期、すなわち1847年11月から1850年10月までウェイクフィールドが出した書簡の大半が収録されている。なお、第2巻はウェイクフィールドへの書簡の集成を予定したが、残念ながら刊行されてはいない。

しかし、ウェイクフィールドのニュージーランド植民地論の研究のためには上記の印刷された言説だけでは不十分であって、それらは、当該植民地建設上のその時々々の問題をめぐって交わされた書簡によって補足される必要がある。近年ニュージーランドでは、歴史的人物のドキュメントの整備が進み利用しやすくなっているが、ウェイクフィールドについても同様である。本稿はウェイクフィールドのニュージーランド植民地関連の未公開書簡を所蔵するコレクションについての中間調査報告である^③。それらの内容の分析は他日を期したい。

I. ウェイクフィールドの未公開書簡の宝庫はニュージーランドであるが、まずイギリスにあるコレクションに触れておくことにしたい。イギリスにおけるウェイクフィールドの未公開書簡についてはやはり大英図書館 (British Library) のマニュスクリプツ・ルーム (以下 BL と略記) を見逃すわけにはいかない。ここの『フランシス・ブレイス文書 Frances Place Papers』(MSS, Add. 35352) には20歳の野心を吐露したウェイクフィールドの書簡があり、『グラッドストーン文書 W. E. Gladstone Papers』(MSS, Add. 44567, 44370) からは、初期から彼がどの

ように「移住型植民地」問題で有力政治家にアプローチしていたかを知ることができる。しかし、まとまったものとしては『ウェイクフィールド家族文書 Wakefield Family Papers, 1815-1853』(Add. 35261. 以下『家族文書』と呼ぶ)というコレクションが重要である。これは、かつてウェイクフィールドの秘書を務めた A. J. アロム (Albert J. Allom, 1826-1909)⁽⁴⁾ が、1897年にオリジナルを自分で手書きし、ウェイクフィールドの最初の伝記⁽⁵⁾ を書いた R. ガーネット (Richard Garnett) に資料として提供し、ガーネットが伝記執筆後の1899年 BL に寄贈したものである。オリジナルは後述するクライストチャーチのカンタベリー博物館 (以下 CM と略記) が所蔵している。BL の『家族文書』は、ウェイクフィールドを中心に彼の 2 人の弟アーサーとウィリアムから姉のターレス夫人キャサリン (Mrs. Catherine Torlesse) 宛が殆どである。全部で35通あって、ウェイクフィールド自身の書簡は24通である。各書簡にはアロムの詳細な背景説明と脚注がついており、アロム版書簡集とでも言うべきものである。各書簡は、はじめの2通を除いて、すべてニュージーランドの植民に関係しており、1837年から1854年にかけての——ただし1848年から1852年にかけては一通もない——その時々の問題にたいしてウェイクフィールド兄弟がどのように考え対処したか、肉親への手紙に固有の率直さで語っている。

Ⅱ. ニュージーランドにおいてウェイクフィールドの未公刊書簡のオリジナルを最も多く所蔵しているのは前記の CM であろう。ここには、さきの BL の『家族文書』のオリジナルが含まれている『ウェイクフィールド文書 Edward Gibbon Wakefield Papers』がある。オリジナル書簡は4つのフォルダーに分類され、全部で63通ある。そのうちフォルダー1から2は通しのアイテム番号がついていて、はじめの35通が BL 『家族文書』のオリジナルである。両者の関係は、例えば BL の『家族文書』の No 1 のオリジナルはアイテム26で、以下、No 2 のそれはアイテム27というように対応しており、最後の No 35 のオリジナルはアイテム59である。なおアイテム1から25は実在しない。そしてこれらの書簡は一部を除きタイプ化されている。ただしタイプ化されているものにはまた別の番号がついている。こうして、タイプ化されている書簡は3つの番号がついている。フォルダー2の残りの書簡は、1830年以来終始ウェイクフィールドの植民地活動を支持し続けてきた『スペクテーター紙 Spectator (London)』の編集者リントール (R. S. Rintoul, 1787-1858) とその娘ヘンリエッタ宛であって、ウェイクフィールドがニュージーランドに着いて (1853年2月) 間もない頃の近況報告である。彼は、ニュージーランドが植民に最適であることを改めて確認するとともに、それを台無しにするものとして総督グレイ (George Grey, 1812-1898) の植民地政策を激しく批判している。フォルダー3はカンタベリー入植地建設の共同推進者ゴドレイ (John Robert Godley, 1814-1861) 宛の1850年から53年にかけての書簡である。フォルダー4にはウェイクフィールドの書簡は入っていない。

CM は上記のゴドレイに関わる『ゴドレイ文書 John Robert Godley Papers』なるオリジナル書簡のコレクションを所蔵している。この中にも1850年2月から53年7月にかけて出されたゴドレイ宛の、カンタベリー入植地建設に関するウェイクフィールドの書簡が14通存在する。それらは上記『ウェイクフィールド文書』のフォルダー3の書簡と同じではない。なお『ゴドレイ文書』には、1836年から1903年までの、計276通のゴドレイとその関係者がやりとりした書簡などが収録されている。それらは Box 1 (Folder 1～5, item 1～86), Box 2 (Folder 6～11, item 87～182), Box 3 (Folder 12, item 183～276) に整理されている。そしてこのオリジナルをタイプ化した全3巻本のコレクションが別個に存在する。前者は人別・年代順に整理されているが、後者はそのような基準で配列されてはいない。CM のこれらゴドレイとウェイクフィー

ルドのコレクションは合体されて、カンタベリー大学のマクミラン・ブラウン図書館（以下 MBL と略記）で『ゴドレイ書簡集 Godley Letters』⁶⁾というタイプ版 2 巻 4 冊本のコレクションに再構成されている。第 1 巻第 1 部の内容は CM の『ウェイクフィールド文書』であり、第 1 巻第 2 部と第 2 巻第 1 部および同第 2 部は CM のタイプ版『ゴドレイ文書』の全 3 巻に相当する。なお、この『ゴドレイ書簡集』のコピーを CM も持っている。さらに『ウェイクフィールド文書』と『ゴドレイ文書』はウェリントンの国立図書館＝アレクサンダー・ターンプル図書館（Alexander Turnbull Library, 以下 ATL と略記）のマニュスクリプツ部門に『カンターベリー文書 Canterbury Papers』⁷⁾としてタイプ版の 3 セット 7 冊に再編成されている。この 3 セットのうちの 하나가『ゴドレイ宛ウェイクフィールド書簡』と題された 2 冊本となり、ウェイクフィールドの書簡が集約されている。『カンターベリー文書』は CM にあるオリジナルから独自にタイプ化し、書簡などの文献の、各セットへの配分と各セット内の配列は人別・年代順に行われている。

Ⅲ. ATL は、ニュージーランドに存在するウェイクフィールドの未公刊書簡のほとんどすべてを、オリジナルまたはそのコピー、あるいはオリジナルからタイプしたもの、またはそのコピーで所蔵している。まずオリジナルで所蔵しているウェイクフィールド関係のコレクションで注目すべきは『ラムトン文書 John George Lambton Papers』である。初期のニュージーランド植民においてウェイクフィールドは、ラムトン＝ダラム伯（John George Lambton, 1st Earl of Durham, 1792-1840）の名声と威信によって、事実上彼が主宰した植民推進組織「ニュージーランド会社」の要求を受け入れさせようと植民省に働きかけるが、植民省は彼と結び付いたいかなる企画も拒否する姿勢を見せて彼の目論見は失敗する。このコレクションはこの間の厳しいやりとりの書簡を収録している。書簡のほとんどは手書きコピーで、重要と思われるもののみがタイプ化されている。ウェイクフィールドの書簡は 11 通含まれている。

ATL にも『ウェイクフィールド文書 Edward Gibbon Wakefield, 1796-1862, Papers, 1816, 1850-1854, 1926-1934』(MS Papers, 222) というタイトルのオリジナルのコレクションがある。これは、カンターベリー入植地建設の共同推進者リトルトン卿（Lord George William Lyttelton, 1817-1876）の書簡などを集めたものである。このなかのウェイクフィールドのリトルトン卿宛の書簡部分はタイプ化されて『ウェイクフィールドのリトルトン卿宛書簡集 Letters from E. G. Wakefield to Lord Lyttelton』というタイトルで独立のコレクションとなっている。なお、このコレクションの別のコピーはオーストラリアのシドニーにあるミッチェル図書館（Mitchell Library, 以下 ML と略記）が持っている⁸⁾。また、CM の『ウェイクフィールド文書』、MBL の『ゴドレイ書簡集』、そして ATL の『カンターベリー文書』のなかにあった、リントール宛の書簡とウェイクフィールド兄弟の姉ターレス夫人宛の書簡は、ATL では個別にまとめられてそれぞれ独立のコレクションとなっている⁹⁾。さらに ATL には、1850 年に移住し、ウェイクフィールドらとともにカンタベリー植民を推進し、1853 年植民地議会が開かれるとともにリトルトン選出の議員となり、後 1854 年には首相となった J. E. フィッツジェラルド（James Edward Fitzgerald, 1818-1896）に因んだ『フィッツジェラルド文書 J. E. Fitzgerald Papers, 1839-95』(MS. Papers 64)（オリジナル）もある。これには 1849 年 6 月から 50 年 4 月にかけてカンタベリーの植民に関する 26 通のウェイクフィールドのフィッツジェラルド宛書簡が存在する。なお、これに収められているウェイクフィールドとゴドレイの書簡はタイプ版の別個のコレクションとしてまとめられている¹⁰⁾。以上みられるように、コレクションの多くはカンタベリー入植地建

設をめぐって交わされた書簡であり、年代的にはBLの『家族文書』所収の書簡の空白を埋めるものである。そしてそれらの大部分は、すでに触れたジャーニンガム編『カンタベリーの建設者たち、第1巻』に収録されているものとは重複せず、それを補完するものと見做すべきである。なお、ATLには、1840年にウェイクフィールド派の植民推進組織「ニュージーランド会社」の先遣隊の責任者としてNZに渡り、1843年6月ネルスンで土地取得を巡る先住民マオリとの抗争「ワイラウ事件 Wairau Incident」で命を失った、ウェイクフィールドの弟アーサーからその弟ウィリアムに宛た私信のコレクションがある⁹⁰。またこれらの他にも、ATLにはウェイクフィールドの書簡が散在する重要なコレクションがある⁹¹。

IV. 最後に、国立公文書館 National Archives が所蔵するウェイクフィールドの書簡草稿を紹介しておきたい。国立公文書館には『ニュージーランド会社文書 New Zealand Company Archives』がある。これは「ニュージーランド会社」の活動のドキュメントの集大成である。この文書のシリーズ・リストをみると、NZC 31/33, すなわち「理事局文書 Director's Office Papers」第33巻に、『以前の1846年1月21日の書簡に代えての、地方自治統治計画を提起する E. G. ウェイクフィールドのグラッドストーン宛書簡 E. G. Wakefield letter to Gladstone proposing plan for municipal government in place of former letter of 21 Jan. 1846』という文書があることがわかる。この NZC 31/33 には41点の資料が入っているが、上記のタイトルに内容的に関連しているのは3点のみである。それらはリストのタイトルから書簡のようにも思えるが、いまだ書簡の体裁をとっていない下書きである。その3点の手書きの草稿のうち、2点にはそれぞれ最初のページに『地方自治体の境界 Boudaries of Munucipalities』——横線で消されたもともとのタイトルは Limits of the Municipal Districts——および『先住民との諸関係 Relations with Natives』というタイトルがついている。それらはそれぞれA5用紙に22枚、38枚ある。もう1点はタイトルがなく、“In order to realize your suggestion that……”という書き出しではじまり、151枚ある。『先住民との諸関係』にはNo.3という番号がついているので、ここでは内容からみて「地方自治体の境界」をNo.2、最も分量の多い“In order to realize your suggestion that……”をNo.1として話をすすめたい⁹²。No.1は、植民地統治について中央（本国）からの統治 Central Government と地方自治的統治 Municipal Government の原理的・歴史的な比較を行って後者の導入を主張し、さらに入植と統治の推進組織の設立の方法を論じている。No.2は、植民地的地方自治体が入植者地域に先住民マオリの居住地区を含まず設立されるべきことを、各地域の植民の現状に照らして論じたものである。そしてNo.3は、マオリ社会を入植社会から分離して居留地に維持し、マオリを入植者地区に徐々に融合するという彼の年来の見解をのべ、さらに先住民政策は植民地自治政府に信託されるべきであると主張している。この文書が何時どのような目的で書かれたか草稿そのものには記されていない。また印刷されたかどうか——No.1の上段欄外に印刷の際の指示書きがあるが——も明らかではない。さきのシリーズ・リストのタイトルは当文書館が与えたものであるが、草稿中に出てくる日付とその内容から判断して、これら3つの草稿は1846年6月6日付『スペクテーター紙補遺 Supplement to Spectator』に掲載された、同年1月21日付グラッドストーン（William Ewart Gladstone, 1809-1898）宛のウェイクフィールドの書簡に関連し、上記のタイトルからみてこれより後に書かれたものであることは明らかである。『スペクテーター紙』の書簡は『植民者のための限定的地方自治体地区とそれに伴う先住民にたいする現行英国法の限定的施行というニュージーランドの将来の統治に関するウェイクフィールド氏の提言 Suggestions by Mr. E. G. Wakefield, for the Future

Government of New Zealand by means of Limited Districts for the Colonists and corresponding Limites to the Present Enforcement of British Law upon the Natives』という編集者による内容を端的に表現するタイトルがついている。この時期のウェイクフィールドは、穀物法をめぐる閣内の対立から植民相を辞任した E. G. G. S. スタンリー (Edward George Geoffrey Smith Stanley, 14th Earl of Derby, 1799-1869) にかわって就任した自由主義的な新植民相グラッドストーンに期待して猛烈な働きかけをしており、これらの草稿はその過程で生まれたものであろう。それは内容からみて上記グラッドストーン宛書簡の修正というよりもその主要論点の敷衍または一層の展開であると見做すべきであり、植民地自治とマオリ政策の関連を体系的に論じた数少ない文献の一つとして重要である。

註

- (1) *The British Colonization of New Zealand; being an Account of the Principles, Objects, and Plans of the New Zealand Association; together with Particulars concerning the Position, Extent, Soil and Climate, Natural Productions, and Native Inhabitants of New Zealand, with Charts and Illustrations, Published for the New Zealand Association, London, 1837, pp. xvi + 423*
- (2) *The Founders of Canterbury, Vol. 1, being Letters from the late Edward Gibbon Wakefield to the late John Robert Godley, and to other well-known helpers in the Foundation of the Settlement of Canterbury in New Zealand, edited by Edward Jerningham Wakefield, Christchurch, New Zealand, 1868, pp. xvi + 352*
- (3) ニュージーランド植民地論を含む、刊行されたウェイクフィールドの著作の全体的なサーベイは不十分だがさしあたり次の拙稿を参照されたい；「E. G. ウェイクフィールドの経済学史的研究に関する覚書」『一橋論叢』、第72巻4号 (1974年10月)。
- (4) アロムに因んだコレクション、*The Allom Collection of Edward Gibbon Wakefield Papers, 1802-1933*がある。これのオリジナルは Wellington Public Library が所蔵している。そのマイクロフィルムを ATL のマニエスクリプツ部門が持っている。そのタイトルは *Microfilm of the Manuscripts and Typescripts in the Allom Collection of Edward Gibbon Wakefield*。これには、ウェイクフィールドの、リントール父娘宛 (CM 所蔵のものと同様) およびアロム宛の書簡をはじめ、ガーネットの、アロムおよびウェイクフィールドの姪フリーマン夫人宛の書簡、アロムのウェイクフィールドなどの人物論メモなど伝記的資料が多数収録されている。なかでも興味深いのは、ジェームズ・ミル (James Mill, 1773-1836) や F. プレイス (Frances Place, 1771-1854) と親交があった父エドワード (Edward Wakefield, 1774-1854) の、ニュージーランド植民に従事している息子アーサーとウイリアム宛の書簡および彼の植民論草稿が入っていることである。
- (5) Richard Garnett, *Edward Gibbon Wakefield, the Colonization of South Australia and New Zealand*, London, 1898
- (6) *Godley Letters, Vol. 1, part 1, part 2, 900 pp, Vol. 2 part 1, part 2, 779 pp*. この書簡集のもう一つのタイトル；*Canterbury Museum, Christchurch, Miscellaneous Canterbury Correspondence*.
- (7) 「カンターベリー文書」の3セットのタイトルは次の通り；① *Letters from E. G. Wakefield to J. R. Godley including Family Correspondence of Arthur and William Wakefield, Vol. 1; 1815-July 1851, Vol. 2; Sept 1851-1857*. ② *Letters from J. R. Godley concerning the Canterbury Settlement 1849-1852 with draft Lectures on New Zealand vol. 1; 1849-Feb. 1852, vol. 2; Letters*

May 1852-Jan. 1863, Lectures, from Charlote Godley ③ *Letters to J. R. Godley concerning the Canterbury Settlement and other New Zealand Affairs*, vol. 1; 1848-1852, vol. 2, 1853-May 1855, vol. 3, June 1855-1861. なお CM の『ウェイクフィールド文書』の書簡はほとんど①に収録されている。

- (8) MLにあるこの書簡集のコピーのタイトルは次の通り；*Wakefield, Edward Gibbon; Copy of Letters of E. G. Wakefield to Lord Lyttelton and Sir George Grey, 17 April 1854-14 June 1854*, A 3171.他に ML は次のタイトルのウェイクフィールド関係の書簡コレクションを持っている。一つは *New Zealand Association Letterbook, 1837-1838*, MSS. 61.これは手書きのコピーで、内容は最初の植民推進組織「ニュージーランド協会」の植民省との植民方式を巡る書簡集。もう一つは *Wakefield Family, Correspondence, 1837-1854*, A 3094 というコレクションで、このなかにつぎの4点の書簡集が入っている；① *Letters of E. G. Wakefield to the Earl of Durham, from 1837 to 1839* (オリジナルは ATL がもつ) ② *Copies of the Private Letters of Captain Arthur Wakefield R. N., to his Brother, Colonel William Wakefield, 1841-1843*, (オリジナルは Dominion Archives, Wellington にある) ③ *Letters of Edward Wakefield esq., (Father of Edward Bibbon Wakefield) written to his Sons in New Zealand between 1841 and 1848*. これは註(4)にいうアロム・コレクションにあるエドワードの息子たち宛の書簡のコピーであるが、その全てではない。④ *Copies of Letters to and from E. G. Wakefield and Charles Clifford, First Speaker of New Zealand Assembly* (わずか6通のいずれも短い書簡。オリジナルは CM の「クリフォード文書 Charles Clifford, 1813-1893, Papers」をみよ)
- (9) 前者： *Typed Copies of Letters from E. G. Wakefield to R. S. Rintoul and his Daughter Henrietta Rintoul, 29 Sept. 1852-31. Aug. 1853*. 後者： *Letters from Arthur, Edward Gibbon, and William Wakefield to their Sister Catherine Torlesse, and her husband, Charles Torlesse, with Note by A. J. Allom. There is also one letter from Charles Obin Torlesse to his Parents*, Typescriptcopies, qms 2098
- (10) *Letters to J. E. Fitzgerald from Edward Gibbon Wakefield and John Robert Godley*, MS 2205
- (11) 1点のみあげると、*Chapman, Henry Samuel, 1803-1881, Papers, 1835-1929*, MS Papers, 0053. チャップマンはイギリスで J. S. Mill とベンサム著作の編集に携わり、1843年にニュージーランドに移住し活躍した植民地司法官。
- (12) *Letters from Arther Wakefield to his brother William, Nelson, 1841-1843*
- (13) 国立文書館のアーカイヴィスト V. Fabian 夫人には3つの草稿の関連などについて貴重な示唆を得た。記して感謝の意を表したい。

(成蹊高等学校教員)